

就学援助 新入学学用品費の入学前支給のお知らせ

北名古屋市教育委員会

北名古屋市では、令和7年4月に中学校に入学されるお子様がいらっしゃるご家庭で、経済的に困りの保護者の方を対象に、就学援助の新入学学用品費を入学前の3月に支給します。

1. 新入学学用品費について

- ◆ 内 容：学生服やその他通学用品等の購入に必要な入学準備金を支給します。
◆ 支給額：63,000円（入学予定のお子様1人につき支給します。）

2. 対象となる方

- ◎ 以下の条件にすべて該当する方が対象となります。
- ◆ お子様が令和7年4月に市内の中学校に入学予定の方
 - ◆ 令和6年12月31日現在で北名古屋市に住民登録のある方
 - ◆ 就学援助の要件に該当する方（裏面「【一覧表】就学援助の要件に該当する方」を参照してください。）
 - ◆ 生活保護を受けていない方（生活保護を受けている方は生活保護費により支給されます。）

3. 新入学学用品費入学前支給までの流れ

① 申請受付 : 令和6年11月1日(金)~12月27日(金)

- ◆ 詳細は裏面「5. 申請手続き」をご確認ください。

② 審査結果通知書の発送 : 令和7年2月下旬

- ◆ 在学している小学校を通じて通知します。

③「新入学学用品費」の支給： 令和7年3月上旬

4. 注意事項

- ◆ 中学校入学後も就学援助費（学校給食費等）の受給をご希望の場合、入学後に改めて申請が必要です。
ただし、入学後の就学援助制度では、新年度（令和7年度）の審査基準を用いるため、今回認定となった場合でも、審査結果が変わる可能性があります。
- ◆ 今回認定とならなかった方、また申請されなかった方についても、令和7年4月中に就学援助の申請を行い、認定となった場合に限り、新入学学用品費が支給されます。
- ◆ 令和7年3月31日以前に他市町村に転出される予定の方は、申請を行わないようにしてください。
また、新入学学用品費を受給された後、市内中学校への入学前に転出された場合は、支給額の返還を求めますのでご了承ください。

5. 申請手続き

□「令和6年度就学援助」の認定を受けている方へ

新入学学用品費の入学前支給については、申請の必要はありません。

※小学校新1年生のお子様がいる場合、「小学校新1年生」の方での申請手続きは必要となります。

※令和7年4月に市内中学校に入学しない可能性のある方は、学校教育課までお申し出ください。

□「令和6年度就学援助」の認定を受けていない（申請をされていない）方へ

◆ 申請に必要なもの

- (1) 就学援助費受給申請書・振込先口座依頼書
(在学している小学校、市役所東庁舎3階 学校教育課、または北名古屋市HPから入手できます。)
- (2) 申請理由に応じた証明書類（下記「【一覧表】就学援助の要件に該当する方」参照）

◆ 申請方法

在学している小学校、または学校教育課（市役所東庁舎3階）へ申請書類をご提出ください。

◆ 申請期間

令和6年11月1日（金）～12月27日（金）

【一覧表】就学援助の要件に該当する方

申 請 理 由		申請に必要な証明書類
①	生活保護が停止又は廃止になった方	必要はありません。 ※令和5年・6年度に停止又は廃止になった方
②	児童扶養手当の支給を受けている方	必要はありません。 ※児童手当・特別児童扶養手当は該当しません。
③	市民税が非課税の方	ア 市県民税非課税証明書
	市民税が減免された方	イ 市県民税の減免決定通知書の写し
④	国民年金の掛金が全額免除された方	ア 国民年金保険料免除申請承認通知書の写し
	国民健康保険税が減免された方	イ 国民健康保険税減免申請に伴う決定書の写し
⑤	その他経済的に困窮している方	下記ア・イのうち、いずれか1つをご提出ください。 ア 令和5年分所得税確定申告書の写し イ 令和6年度市県民税課税証明書

(注) 上記⑤に該当する方は、申請書の申請理由欄の「5 その他」に〇印をつけてください。

令和6年1月1日現在、北名古屋市に住民登録があり、税の申告を行っている方は上記③ア及び⑤の証明書類の提出は不要です。

(参考) 令和6年度就学援助認定に係る所得基準額（申請理由⑤に該当する方）

世帯人数	世帯構成（例）	世帯全員の年間総所得額
3 人	父・母・小学生	約230万円以下
4 人	父・母・中学生・小学生	約300万円以下
5 人	父・母・中学生・小学生・小学生	約355万円以下

(注) 上記の表はあくまで目安です。世帯構成や年齢等が異なる場合、認定にかかる所得額は異なります。

所得額とは、世帯全員の総所得額（所得控除を行う前の額）の合計から、社会保険料等の控除額の合計を差し引いた額をいいます。